

大切な従業員の健康を守るために「健康経営®」に取り組みましょう!!

～イキイキとした職場づくりは従業員の健康から!～

「健康経営」は特定NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営」とは、企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる、との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。

近年、経済界で自主的にこうした動きが始まり、経済産業省も推進しているほか、金融業界でも健康経営企業への融資商品が開始するなど、「従業員の健康リスクは経営リスク」「従業員の健康づくりに積極的な企業は経営について将来性がある」という認識が徐々に広がりつつあります。この資料では、健康経営の意義(p.1)と、取り組みのヒント(p.1～2)を紹介します。

1 「健康経営」の意義とメリット

4つのポイント

① 職場（企業）が果たす役割は大きい

働き盛りの人は、地域（私生活）でなく、職場で過ごす時間が一日の多くを占めます。職場を通じて、多くの従業員に健康づくりの意識付けや支援を行うことが効果的です。

③ 企業イメージのアップ

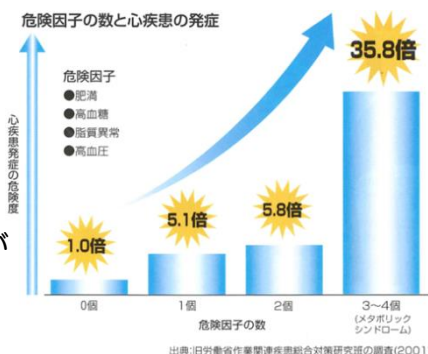
- 企業ブランドの価値が向上します。
- 健康づくりを実践する企業は、学生など求職者にも魅力的です。
- 企業表彰などにより、健康づくりを実践する企業として対外的にアピールできます。

② 生産性が向上

• 心疾患や脳血管疾患などは若い頃からの生活習慣(食生活、運動習慣、喫煙、飲酒等)に起因するところが多く、メタボリックシンドロームの危険因子の増加により、これらの病気の発症率が上がります。

• 従業員が療養または退職することにより、企業は、労働力の喪失など大きなダメージを負うことになります。医療費も増大します。

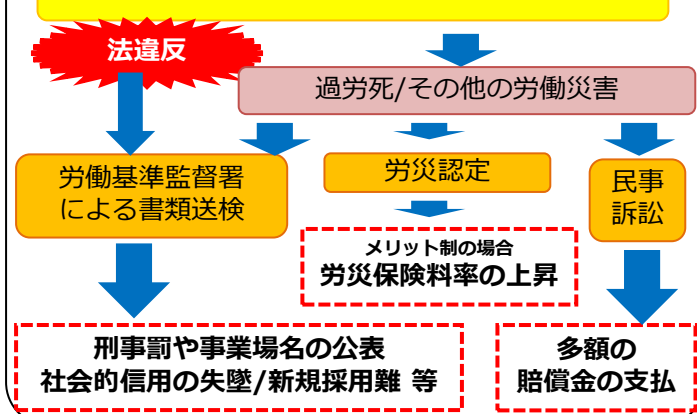
• 健診(検診)により早期発見早期治療することで、健康を維持でき、退職することなく働くことができます。



④ リスクマネジメント

- 働く人の健康状態は、労働災害の発生とも密接に関係します。
- 労働災害の発生により、従業員の命や健康が損なわれることとなります。
- さらには、民事訴訟により企業に多額の賠償命令が下されることもあります。

例えば 長時間にわたる過重な労働



2 「健康経営」に取り組む際のヒント

① 健康課題をチェックしましょう

- ☑ 健診結果やストレスチェックから社員の心身の健康状況を把握しましょう。
- ☑ 残業時間や有給休暇取得の状況が適切か確認しましょう。

② 把握した健康課題も踏まえ、できることから始めましょう

例えば

- ・事業主や管理職が率先して従業員に健康づくりを呼びかけましょう
- ・健診受診率100%、保健指導など下記③を利用しましょう
- ・ストレッチや階段利用など意識して自社で体を動かしましょう
- ・血糖値が高い事業所であれば、社内の自動販売機（日頃の飲み物）を加糖から微糖や無糖に変えるなど、全体に働きかける仕組みを取り入れましょう。

企業にとって
従業員の健康確保は
ますます重要

労働力人口の
減少と人材不足

従業員の高年齢化
(加齢による脳心疾患リスク等の増加)

メンタルヘルス不調者の増加

③ 専門機関の支援などを利用しましょう！

厚生労働省や協会けんぽでは、医療保険給付の抑制の観点から「健康経営」を推進しています。また、滋賀県や滋賀労働局・滋賀産業保健総合支援センターでも、健康寿命の延伸、作業関連疾患や健康起因の労働災害の防止の観点から、それぞれの立場で、「健康経営」の考え方を周知し、企業による従業員の健康づくりを呼びかけています。以下の支援策などを用意していますので、ご活用ください。

その他、ウェブ上では、経済産業省が「企業の「健康投資」ガイドブック」、経済団体（東京商工会議所、日本経済団体連合会）が健康経営の事例集等を公開しています。

滋賀県、各健康福祉事務所（保健所）

滋賀県では、健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康なまちづくりを推進しています。特に働き盛り世代の健康の保持増進のためには、職場環境の整備が重要であり、健康づくりに関して積極的に取り組まれている企業を表彰し、県内に広く周知します。

◆平成28年度 健康寿命延伸プロジェクト 企業表彰◆

対象：従業員や家族に対し健康づくりに関する取組が積極的に行われている企業

募集期間：平成28年7月1日～10月31日

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/kenkopi.html>



「滋賀県健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ」

滋賀県健康医療福祉部健康医療課
TEL 077-528-3615

滋賀産業保健総合支援センター、各地域産業保健支援センター

事業主・産業保健スタッフ・人事労務担当者からの相談対応、産業保健に関するセミナー、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援の環境整備などのアドバイス、メンタルヘルスに関する企業への個別訪問支援などを無料で行っています。

<http://www.shigas.iohas.go.jp> (TEL 077-510-0770)

滋賀産業保健総合支援センター

検索

滋賀労働局、各労働基準監督署

●労働安全衛生法令・ガイドラインなどに関するご相談

●労災保険の二次健康診断等給付の請求

労働安全衛生法の健康診断で脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があった方が無料で受診できます。

●「職場定着支援助成金」「キャリアアップ助成金」

雇用管理改善・人材の定着等のために、法定外の健康診断制度などへの助成を行っています。

労災 二次健康診断

●●助成金

検索

滋賀労働局 健康安全課
TEL 077-522-6650

滋賀労働局 労災補償課分室
TEL 077-522-1131

滋賀労働局 職業対策課助成金コーナー
TEL 077-526-8251

全国健康保険協会（協会けんぽ）滋賀支部

協会けんぽ

検索

・35歳以上の被保険者を対象とした「生活習慣病予防健診」を実施しています。この健診は、がん検診も含んだ従事した内容の健診であり、事業主に実施義務がある労働安全衛生法に基づく「定期健康診断」に置き換えて受診いただくことができます。（費用の一部を協会けんぽが補助）

・健診を受診いただいた後は、専門家（保健師・管理栄養士）による保健指導（健康相談）を無料で受けていただくことができます。 ※協会けんぽ以外にご加入の方は、加入されている健康保険へお問い合わせ下さい。

保健グループ TEL 077-522-1113